

はじめに

本研究は、平成15年度から18年度までの4年間にわたり、科学研究費補助金（基盤研究(B)）（課題番号15330205）の交付を受け、実施したものである。

21世紀の社会は生涯学習社会であると言われている。わが国においても、昭和46年の中央教育審議会答申を起点に、昭和60年以降の臨時教育審議会答申を経て、生涯学習体系の構築をめざした改革が進められた。そして、昨年（平成18年）12月22日に公布・施行された新しい教育基本法において、「生涯学習」を教育に関する理念として規定する第3条が新設されるに至った。この第3条では、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と述べている。この国民一人一人に障害のある人が含まれるのは当然であると考えられる。教育の機会均等を規定する第4条では、2項を新設し、「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」とことさらに強調している。障害があるが故に不利益を被る可能性があることを十分に認識した上での規定である。

では、障害のある人、特に知的障害や自閉性障害、学習障害など発達障害のある人が、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所で学習でき、その成果を適切に生かせるようにするためには、どのような方策が必要なのであろうか。前述のように、生涯学習体系の構築に向けてこれらの人たちの学習ニーズや支援ニーズを組み込む必要があることは認識されているが、どの段階で、どのような内容を、どのように組み込むべきかについてはまだ明確でない。本研究では、知的障害をはじめとする発達障害のある人のポストセカンダリー教育に焦点を当て、アメリカ・カナダ・イギリス・オーストラリア・ニュージーランド・フィンランド・スウェーデンにおける成人教育プログラムや大学における学習支援プログラムを、教育制度や資格制度などとともに調査した。そして、そこで得た知見を我が国における生涯学習プログラムとその支援方法、支援体制の開発に役立てることをめざしている。研究を通じて、国内外の関係者に多大なご協力をいただいたことを感謝するとともに、本研究に対して忌憚のないご意見やご要望をいただけるようお願い申しあげる。

平成19年3月

研究代表者 小塩 允護